

浪人致し参り候はば、何の障る儀なく苦しからざるものハ、名主並び年寄・五人組寄り合い穿鑿（せんさく）いたし、慥（たし）か成る證人手形これ取り、差し置き申すべく候事

○一手負（ておい）の者他所より参り候儀は申すに及ばず、郷中にて手負の者これ有り候はば、当座に申し上げるべく候、並びに郷中にて行き倒れ相果て候ものこれ有り候はば、是又御訴え申すべく候、勿論行き倒れ相煩い候ものこれ有り候はば、乞食・非人に限らず、其の者の名並び親類・国所・宿等承け届け、かん病いたし

置き、早速申し上げるべく候、尤も相果て候共其の旨早々申し上げるべき事
○一何者によらず人をあやめ立ち退き候ものこれ有る節、所の者並び隣郷の者共出合い留め置き、早速御注進申し上げるべく候、若しきり払い逃げ候はば、先々の郷中よりも出合い、何方までも付けしたい、落ち着く所へ渡し申すべく候、理不尽に打ち殺し申す間敷候事

○一田畠堀歩の所も荒らし申す間敷候、若し作り面の所
余り候はば、毎年正月中に申し上げるべく候、其の儀無く荒らし申し候はば、
根取りの通り御年貢差し上げ申すべく候、其の上曲事に
仰せ付けらるべく候、但し壱人身の百姓煩いに紛れなく、耕作罷り成らず候
時は、五人組は申すに及ばず、一村のもの共寄り合い、田畠仕附（しつ）け
収納仕り候様に、相互に助け合い申すべき事

○一田地永代売買の儀、兼て御法度仰せ付けられ候通り

堅く相守り、永代売買一切（いっさい）仕る間敷候事

○一田地・屋敷年季を定め、質物に金銀等預り候はば、名主・

五人組加判（かはん）の證文これ取り所持申すべく候、勿論年季は

十年を限り、永年季（ながねんき）に書き入れ申す間敷候、田地質物書き入れ候儀、双方合点致し候て埒（らち）明けるべき儀を、名主・五人組私曲（しきよく）をかまえ、證文に加判仕らず相滯り迷惑仕り候はば、其の段申し上げるべく候、名主・五人組加判なく、相対にて證文

仕り候はば、双方曲事に仰せ付けらるべく候事

○一小百姓退転（たいてん）いたし候跡の田地を持ち添えにいたし候事、御法度の旨、年来仰せ付けられ候通り其の意を得奉り候、

前々より百姓壱軒分の跡は、死失（しふつ）候共百姓を仕附け、